

新型コロナウイルス対応ガイドライン

新しい生活様式下での地域福祉活動再開に向けて

2020年6月22日

社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

目 次

1. ガイドライン策定について	3
2. 白井市社会福祉協議会の基本的な方針	4
3. 地区社協部会、地域福祉連絡会、その他の会議等の開催について	4
4. 地区社会福祉協議会活動	
(1) 拠点及び事務職員	4
(2) 定例会等会議の開催	5
(3) サロン・講習会	5
(4) 食事会	5
(5) 視察研修会	5
(6) お元気ですかコール(電話での安否確認等)	6
(7) 児童・生徒に関する事業	6
5. ボランティア活動	
(1) 施設ボランティア	6
(2) ボランティアグループ	7
(3) 生活支援サービス	7
(4) 子ども食堂、サロン	7
(5) CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の取り組み	7
(6) 保険の補償について	7
(7) その他	8
「新しい生活様式」の実践例	9
訪問時の感染拡大防止マニュアル	10
感染症対策	11
ボランティア活動保険における新型コロナウイルスの取扱いの改定について	12

ガイドランの策定について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって多くの事業や行事等の自粛を余儀なくされていましたが、政府による全国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、去る6月22日(月)に白井市新型コロナウイルス対策本部において、各種行事等の再開指針が示されました。

このことを受け、当会ではこのたび「新しい生活様式下での地域福祉活動再開に向けて」のガイドラインを策定いたしました。

このガイドラインは、厚生労働省、千葉県、千葉県社会福祉協議会をはじめ、白井市新型コロナウイルス対策本部からの出された事業再開の指針等を踏まえ、活動再開時および再開後における感染症拡大防止のための留意点をまとめたものです。

各団体におかれましては、本ガイドラインを参考に安全に最大限留意しながら事業再開にむけた取り組みをしていただくようお願いします。

なお、本ガイドラインは現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後、状況に応じて内容を修正する可能性がありますので、ご留意ください。

むすびに、市民一人ひとりが日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけることで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、自身のみならず、大切な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えますので、引き続き感染拡大の予防にご協力くださるようお願いいたします。

社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

2. 白井市社会福祉協議会の基本的な方針

長引く新型コロナウイルスによる外出自粛や、事業等の中止に伴い人とのつながりが一気に乏しくなる高齢者等が急増している。

現状としては、新型コロナウイルスの終息の目途が立っておらず、白井市社協としては、市の対策本部の決定に沿って安全に配慮して順次活動を再開します。

活動自粛の解除に向けては、原則として「①集まらない ②本人の社会参加を促す ③白井市の再開に必要な条件」に準じて実施状況を検討していくこととする。

尚、ボランティア自身が体調面の不安、活動に参加することへの不安を感じる場合は、参加を強制するものではない。

3. 地区社協部会、地域福祉連絡会、その他の会議等の開催について

- | |
|---|
| <p>①会場の広さが確保でき、換気ができる状態にある場合</p> <ul style="list-style-type: none">・マスク着用 ・検温 ・アルコール消毒液の設置 ・参加者名簿の作成などを条件として開催。 <p>②SNS、活用や書面決議・報告等、直接出会わなくても話し合える環境を検討する。</p> <p>③大規模な研修や集会は行わない(当面 9 月まで)</p> <p>④会議・打ち合わせ開催の目安</p> <ul style="list-style-type: none">・会場の広さが 8 畳程度であれば 5 人以内、学校の普通教室では 10 人以内・アルコール消毒液の設置、マスクの着用、検温、適切な換気の実施、名簿の作成。 |
|---|

4. 地区社会福祉協議会活動

感染拡大のリスクを考慮して段階的に再開する。

基本的には、市の高齢者施設(福祉センター等)や高齢者に関わる事業の再開に合わせて拠点や事業の再開を進める。

- (1) 拠点及び事務職員・・・現状としては、全ての拠点を6月末まで休館としているが、市の対策本部の決定を踏まえ、感染予防を徹底したうえで7月1日から拠点を再開する。

事務職員については、6月末までを在宅勤務としているが、7月以降は業務再開に向けての準備及び連絡調整等が必要なことから通常勤務とする。

拠点使用の注意点

- | |
|---|
| <p>①入口ドアノブやテーブル等、接触個所の定期的な消毒</p> <p>②入室時に手指の消毒を行う。</p> <p>③トイレを使用する際は、適宜接触部分の消毒を行う。汚物を流す際は、蓋を閉めた状態で流すよう表示する。</p> <p>④鼻水や唾液等が付着したゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ってから廃</p> |
|---|

棄する。また、ゴミを回収する際は、マスクと手袋を着用して行い、作業後は必ず手洗いと消毒を行う。

- (2) 定例会等会議の開催・・・推進委員等関係者で会議等を開催する場合は、感染拡大防止に関する対策を講じて開催する。

- ①会場の広さが確保でき、換気ができる状態にある場合
 - ・マスク着用 ・検温 ・アルコール消毒液の設置 ・参加者名簿の作成などを条件として開催することができる。
- ②SNS の活用や書面決議・報告等、直接会わなくても話し合える環境を検討。
- ③会議・打ち合わせ開催の目安
 - ・会場の広さが8畳程度であれば5人以内、学校の普通教室では10人以内
 - ・アルコール消毒液の設置、マスクの着用、検温、適切な換気の実施、名簿の作成。

- (3) サロン・講習会・・・サロンや講習会は、密集・密接となりやすい環境のため、感染拡大防止に関する対策を講じて開催する。

- ①マスク着用 ・検温 ・アルコール消毒液の設置 ・参加者名簿を作成。
- ②当面は、参加定員を通常の2分の1程度とする。
- ③食べ物や飲み物の提供は行わない。
- ④会場が狭く、密集・密接となる場合は開催しない。

- (4) 食事会・・・白井市及び実行委員会形式で開催の大規模イベントについては、年内の開催が中止となっているため、地区社協が開催する食事会についても原則中止の方向で検討する。但し、配食形式(宅配・会場に取りに来る)など、3密を避けた方式での実施は可能。※配るお弁当については、推進委員が集まって作ることは避けて既存の業者弁当などの活用で行う。

《宅配の場合》

- ①携帯用消毒液・手袋・検温・マスクの着用。
- ②訪問時は、屋外でお弁当の受け渡しを行う。

《会場に取りに来る場合(テイクアウト方式)》

- ①屋外又は屋内の場合は、密にならない方法でお弁当を渡す。
- ②対象者を並ばせる場合は、2メートル間隔で目印(テープ等)を付ける。
- ③受付時に対象者の検温と手指のアルコール消毒を実施する。
- ④スタッフは検温、手指の消毒、マスク・手袋を着用する。

配布台

2メートルの間隔をあけてテープを貼る

受付

検温実施・手指の消毒・マスクの着用

(5) 視察研修会

バスを使用するものについては、車内が「3密」の状態を避けることができないことから、バスを使用しない代替事業を検討する。

(6) お元気ですかコール(電話での安否確認等)

新型コロナウイルスの影響を受けにくい事業として、感染拡大後も継続実施している。新型コロナウイルスの感染拡大後、孤立・孤独な状態になっている高齢者や障がい者にとって有効な事業であり、これまで実施していない地区社協においても取り組みを始めたところがあり、事業の拡大及び新規立ち上げにつなげる。

- ①サロンや講座参加者名簿を活用する。対象者には、新型コロナウイルスに係りて連絡した旨を丁寧に説明し、同意を得られた人に「お元気ですかコール」を行う。
- ②地区社協の広報紙で「お元気ですかコール」事業を周知し、利用者を募集する。
- ③推進委員などが日頃から関わっている人に声をかける。

(7) 児童・生徒に関する事業

原則として、学校との協議のもと事業の再開を決定する。再開が可能となった場合でも感染拡大防止策を講じて行う。

5. ボランティア活動

ボランティア活動は、感染拡大のリスクを考慮して段階的に再開する。

『3密(密閉・密集・密接)を避け参加者5割の人数を目安に再開』

・活動再開に向けたボランティアセンターのステップ内容

STEP 0 → 現時点でボランティアが行われているもの

STEP 1 → 感染リスクが低いと思われるもの

STEP 2 → 対策を講じれば、感染リスクが抑制できるとと思われるもの

STEP 3 → 感染リスクが比較的高めで、注意が必要と思われるもの

STEP 4 → 年内はボランティア派遣が難しいと思われるもの

・ボランティアセンターで調整している主な内容

STEP 0	畑作業、野菜袋詰め、ごみ拾い、花壇整備	
STEP 1	食器洗い、掃除、車いす磨き	6/1～
STEP 2	楽器演奏・催し各種、脳トレ・手遊び、ドライヤー、散歩、趣味の指導・お相手、生活支援、話し相手、見守り	6/15～
STEP 3	福祉教育、たんぽぽ喫茶	7月～
STEP 4	カラオケ、祭り、イベント、調理、サロン、子ども食堂、楽トレ、合唱、保育	未定

(1) 施設ボランティア

施設の要請に応じて活動を再開する。

訪問時、アルコール消毒、検温、マスク着用、手指の消毒は必須

(2) ボランティアグループ

アルコール消毒、検温、マスク着用、手指の消毒は必須

人数を減らして活動する。

※個人宅への訪問については、P9訪問時の感染拡大防止マニュアルを参照
器具使用の場合は、共有せずこまめに消毒を行う。

打ち合わせ会議を開く際は、3を参照

(3) 生活支援サービス

原則15分以上の活動は行わない。

不要不急の活動は行わない。

話し相手は電話で対応する。

※個人宅への訪問については、訪問時の感染拡大防止マニュアルを参照

アルコール消毒、検温、マスク着用、手指の消毒は必須、場合によって手袋を着用。長時間の活動は、生活支援コーディネーター、包括支援センターの対応を含めて考えていく。

(4) 子ども食堂、サロン

食事作りは密になることから行わない。

食事を一緒に食べることは当面の間見合わせる。

食材支援・パン・業者弁当などの配布 持ち帰りを基本とする。

サロン開催については、別紙サロンのガイドラインを参照

アルコール消毒、検温、マスク着用、手指の消毒は必須

(5) CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の取り組み

地域の見守りのフォロー

生活困窮者支援の継続支援(子ども、引きこもり、外国人)

新しい生活様式での「つながりづくり」の創造

(6) 保険の補償について

ボランティアとして活動いただく場合には、保険に加入いただいているが、
加入している保険によって補償内容が違うので、事前に確認すること。

※詳細は別紙P11を参照

(7) その他

熱中症の対応・・・マスク着用時における熱中症予防の注意喚起。(具体的には、周囲に人がいない状態の時など、感染リスクが低い場合に適宜マスクを外す等)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

訪問時の感染拡大防止マニュアル

厚生労働省 ウィルスを持ち込まない・移動させない・運び出さない。

聖路加国際大学大学院看護大学 山田綾子監修

① ウィルスを持ち込まない

利用者到着 居室にウィルスを持ちこまないためにインターフォン・エレベーターのスイッチを押した後居室に入る前にアルコール消毒

玄関に入る カバンや上着は居室に持ち込まない

手洗いをする 手洗いをかりてキラキラ星 2 回分の長さで手首指の間までしっかり洗う
固形石鹸は表面を洗ってから使う。

自分でタオルを持っていくかペーパータオルを使う

蛇口も洗う

エプロンを使う場合は一軒ごとに変える

挨拶をする マスクを着けたまま

部屋の換気を行う ーケアー消毒

対象者の熱を測ってもらう 早期発見 顔同士を向き合わないよう

自分の鼻や目や口を触らない 触るとまた手洗いをする

ケアの後、消毒をする

② ウィルスを移動させない

利用者に向き合わない

トイレは蓋をして流す

手袋エプロンは汚れた面を内側にしてはずす

こまめに洗淨・消毒を行う

不必要な場所に触れない

③ ウィルスを運び出さない

道具は使う前と後に消毒する

利用者宅でマスクを外さない

水分補給は外で行う

私物にウィルスをつけない

上着は出る直前か外で着用する

厚生労働省が、You Tubuを流しています。

<https://www.joint-kaigo.com/articles/2020-05-11-2.html>



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



■ 詳しい情報はこちら

厚労省

検索



ボランティア活動保険における新型コロナウイルスの取扱いの改定について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ボランティアの皆さまの活動にも大きな影響が生じていることと存じますが、この度、ボランティア活動保険の特定感染症に指定感染症（新型コロナウイルス）を追加し、補償の対象といたしましたので、ご案内いたします。（2月1日に遡って補償します。）

ケガの補償

《抜粋》

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償します。

補償される保険金の種類：

- ①葬祭費用実額（死亡の場合、300万円限度）
- ②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④通院保険金

補償区分	保険金額
葬祭費用	実費（300万円限度）
後遺障害保険金	1,040万円（限度額）
入院保険金日額	6,500円
通院保険金日額	4,000円

※R1年度Bプランの場合は保険金額が異なります。

※特定感染症：感染症予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）による分類

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）、腸チフス、パラチフス

※新型インフルエンザは補償されません。（感染症予防法で「新型インフルエンザ等感染症」に分類）

よくあるご質問（Q&A）

Q1. ホテルでの隔離や自宅での療養の場合は？
A1. 新型コロナウイルスに感染し、医師の指示のもと軽症や無症状の方等がホテル等の臨時施設または自宅で療養する場合は「入院」とみなし保険金をお支払いします。

Q2. 活動中に新型コロナウイルスに感染したのかの判断は？
A2. 新型コロナウイルスに感染したと想定される付近の日時に活動実態があるか、活動以外に感染要因となる事象（院内感染、クラスター等）がないか等確認させていただいたうえで、保険会社が判断します。

Q3. 「福祉サービス総合補償」の感染症の補償との違いは？
A3. 「福祉サービス総合補償」の感染症の補償では肺炎を発症しないと補償の対象となりません。一方、ボランティア活動保険では肺炎を発症しなくても対象となります。また、補償される保険金の種類や金額も異なりますので、ご注意ください。

こちらは概要のご案内となります。補償内容の詳細につきましては「ふくしの保険ホームページ」(<http://www.fukushihoken.co.jp>)をご参照ください。